



日 歯 発 第 1 8 5 2 号
平 成 2 3 年 3 月 9 日
(地 域 保 健 課 扱 い)

都道府県歯科医師会会長 様

社 団法人 日 本 歯 科 医 師 会
会 長 大 久 保 満 男



う蝕予防におけるフッ化物応用に関する日本歯科医師会の見解

平素は本会会務運営に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本弁護士連合会（日弁連）より、本会宛「フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書（要望） 日弁連総第 116 号 平成 23 年 2 月 28 日付」が寄せられましたが、う蝕予防におけるフッ化物応用の重要性は、その確立された有効性および安全性により、世界的にも WHO(世界保健機関)、FDI(国際歯科連盟)の他、150 を超える専門機関により認められているところであります。

わが国においても、日本歯科医学会（1999 年）、日本口腔衛生学会（2002 年）等が支持を表明しており、特に、厚生労働省においては「8020 推進特別事業」や「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 2 1）」のなかにフッ化物応用推進の項目が明示されており、2003 年には、「フッ化物洗口ガイドライン」を公表しております。

さらに近年においては、歯科保健関連条例を制定する都道府県が急速に増加しており、その多くがフッ化物応用の必要性を条文に明記しているのが現状であります。また、歯科臨床の現場においても、う蝕多発傾向者に対するフッ化物歯面塗布法およびフッ化物洗口法が保険収載され、う蝕予防法として広く用いられています。

公衆衛生的な見地に立ったフッ化物応用は欧米諸国においても、う蝕予防・歯の喪失防止に欠かせない対策として講じられており、既に歯科保健・医療の維持に不可欠な要素となっております。従って日本歯科医師会の推進姿勢は全く変わるものではありません。

また、今後も学校でのフッ化物洗口実施等について、日本学校歯科医会との連携を密にとりながら対応してまいりたいことを表明いたします。